

令和2年第9回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和2年9月10日（木）午後2時

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1 番 田 村 星 寿	3 番 嶺 岸 勝 志
4 番 三 須 清 一	5 番 大 井 栄 一
6 番 大 炊 三 枝 子	7 番 成 島 誠
8 番 川 村 泉 治	9 番 宮 久 保 勝
10 番 根 本 博	

4. 出席事務局職員

局 長	増 田 浩 四 郎
次 長	大 井 一 郎
農 地 係 長	富 塚 隆 則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）について

議案第3号 事業計画認定書（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出書について

三須清一会長 ただいまから、令和2年第9回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

6番 大炊三枝子委員

7番 成島誠委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号の合計3議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は2件。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）について」は新規設定2件、再設定1件の合計3件。

議案第3号は「事業計画認定書（案）の決定について」です。

以上で、議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号整理番号1番、2番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号整理番号1番、2番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年9月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

申請地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田2筆、合計面積は1,793平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇南側約393メートルに位置しています。位置図は、議案資料の7ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、譲渡人は2名とも〇〇の方です。経営規模拡大のため

め、農地の所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、田村第1調査会副会長から、調査結果についての報告をお願いします。

田村星寿調査副会長 議案第1号整理番号1番、2番について、調査結果を報告いたします。

譲受人、代理人立会いの下、現地調査を行い審議いたしました。

譲受人の経営耕地面積は借受地のみで約2.5ヘクタール、農業従事日数は年間321日です。トラクター、管理機、動噴などをそろえています。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号1番、2番「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番、2番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

「農用地利用集積計画(案)の決定について」。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年9月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は10ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目畑1筆、登記地目田、現況地目畑1筆、合計2筆、合計面積は648平方メートルです。借受者は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

次に、整理番号2番、使用賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は497平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は無償です。

次に、整理番号3番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は219平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は5年3か月、借賃は全面積で〇、〇〇〇円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、田村調査副会長から、議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

田村星寿調査副会長 議案第2号整理番号1番の借受者の経営面積は、借受地のみ約1.9ヘクタールで、農業従事日数は年間250日です。管理機、草刈り機、田植え機をそろえています。

続いて、整理番号2番の借受者の経営面積は、自作地のみで約2.4ヘクタールで、農業従事日数は、本人と父が年間300日、妻が250日、母が280日です。農業施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号3番の借受者の経営面積は、借受地を含め約1.8ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間270日、母が120日、妻が60日です。農業施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号1番から3番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第2号整理番号1番から3番について、決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番から3番は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 続きまして、議案第3号の「事業計画認定書(案)の決定について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、我孫子市長から事業計画認定書(案)について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年9月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は、13ページからとなります。

申請の都市農地は、〇〇字〇〇地先の畑1筆、〇〇字〇〇〇の畑4筆、〇〇字〇〇地先の畑2筆、合計面積5,756平方メートル。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側約205メートル及び〇〇〇〇〇〇北側約30メートルに位置しています。位置図は、議案資料の23ページを御覧ください。

申請者は、〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、所有者は2名とも〇〇の方です。市街化区域内の生産緑地を都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき、使用貸借の契約をしようとするものです。土地代金については、無償です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、田村調査副会長から調査結果についての報告をお願いします。

田村星寿調査副会長 申請者、所有者立会いの下、現地確認を行いました。

申請における事業内容が都市農業の有する機能の発揮に資すること、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないこと、耕作の事業を行うと認められることなど、都市農地貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号に該当することが確認できました。

第1調査会では、全員一致で決定相当との判断に至りました。
以上です。

三須清一会長 以上で報告が終了しました。

これより、議案第3号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、議案第3号「事業計画認定書(案)の決定について」採決します。

原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告は1号から2号までの2件です。

報告第1号は「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。届出事由は全て住宅です。

報告第2号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理しました。届出事由は、相続です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から2号までについて、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和2年第9回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。